



2022年1月14日

各位

会社名 株式会社E n j i n
代表者名 代表取締役社長 本田 幸大
(コード番号：7370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 コーポレート本部本部長 平田 佑司
(TEL 03-4590-0808 (代表))

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年1月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び当社従業員（以下「付与対象者」という。）に対し、下記のとおり第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

なお、当社の筆頭株主である当社代表取締役本田幸大は、本新株予約権の割当対象者に含まれており関連当事者に該当するため、自己にかかる本新株予約権の審議及び決議には参加しておりません。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び当社従業員に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権には、当社株価が本新株予約権の行使価額の20%を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

これにより、本新株予約権の付与対象者が株価下落時には一定の責任を負わせ、取締役及び従業員一丸となって既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の20%に設定した理由といたしましては、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により著しく変化する経営環境において、当社の上場以来の株価推移や株価変動率（92%）を考慮の上、本新株予約権の付与対象者が行使義務により責任を取るべき水準として適切なプレッシャーを意識しつつ、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を達成するために過度にリスク回避的とならない適切な水準が、現時点の株価の20%程度であると判断したためです。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。

本新株予約権の全てについて割当てが行われ、行使された場合に増加する当社普通株式数は362,000株となり、2022年1月14日現在における当社発行済株式総数7,388,200株（議決権総数73,882個）に対する希薄化率は4.89%（議決権ベースでも4.89%）であります。本新株予約権はあらかじめ定める当社が目指すべき目標株価水準を満たすことが行使条件とされており、当該条件が達成されることは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様の利益に貢献できるものであることから、本新

株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的なものの範囲であると考えております。

また、本新株予約権の割当数につきましては、企業貢献度、役員報酬の水準等を踏まえ、合理的なインセンティブプランとして機能するように設定しておりますが、本新株予約権の権利行使が全て行われれば、703,004 千円（発行総額 7,964 千円及び行使価額 695,040 千円の合計額）の資金調達にもつながります。資金調達により得た資金は当社で行う事業への更なる投資も可能となるため、当社の将来の事業開発資金に充当する予定であります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

第3回新株予約権

2. 本新株予約権の数

3,620 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 362,000 株とし、下記 4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は 2,200 円とする。なお、当該金額は第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、新株予約権の発行を当社取締役会で決議した 2022 年 1 月 14 日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値 1,920 円/株、ボラティリティ 92.0%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.1%や行使条件を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである二項モデルによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

4. 本新株予約権の内容

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

- ② 上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗

じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2022 年 1 月 13 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である 1,920 円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は合併)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は 2022 年 1 月 31 日から 2032 年 1 月 30 日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）に当社の発行済株

式総数を乗じた額（以下「時価総額」という。）が一度でも下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たした場合、下記（a）乃至（b）に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。また、かかる割合により算出される行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a） 当社の時価総額が350億円を超過した場合

本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

（b） 当社の時価総額が500億円を超過した場合

本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- ② 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、株価終値が一度でも行使価額（ただし、上記4.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に20%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権者が自己都合による退職、懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁によって、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有さなくなった場合、上記②の場合を除いて、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（7）本新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）で承認された場合、当社は、取締役会で別途決定する日において、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が上記4.（6）により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、取締役会で別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

（8）組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 本新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 本新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記4.（1）に準じて決定する。

- ④ 再編対象会社から交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権から交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件を勘案の上、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(8)③に準じて決定される本新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 再編対象会社から交付される新株予約権を行使することができる期間
上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 再編対象会社から交付される新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
上記4.(4)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による再編対象会社から交付される新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社から交付される新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の決議による承認を要する。
- ⑧ その他再編対象会社から交付される新株予約権の行使の条件
上記4.(6)に準じて決定する。
- ⑨ その他再編対象会社から交付される新株予約権の取得事由及び条件
上記4.(7)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

6. 本新株予約権の割当日

2022年1月31日

7. 新株予約権と引き換えにする金銭の払込の期日

2022年1月31日

8. 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役	計2名	3,254個
当社従業員	計6名	366個

III. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部について、支配株主である当社の代表取締役本田幸大に本新株予約権3,180個を割り当てる予定となりますので、支配株主との取引に該当します。当社は、2021年6月18日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のように定めております。同指針においては、支配株主との取引を原則行わない旨が規定されていますが、本新株予約権の発行は、支配株主に対して、行使条件として当社時価総額の下限要件（上記Ⅱ、4(6)①ご参照）が設けられた新株予約権を付与することで、支配株主に対して改めて当社株価上昇へのインセンティブを付与する目的で実施

されるものであり、その取引に合理性が認められるほか、当該取引と利害関係のない社外役員を交えた取締役会による十分な審議や、第三者評価機関の算定結果を基に当該取引の条件が定められており、その内容は公正かつ適切であることに鑑み実施するものであることから、本新株予約権の発行は、当該方針に適合したものです。

「支配株主との取引につきましては、原則として行わないことを基本方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性（事業上の必要性）があるか、また、取引条件は一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを特に留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。また、本新株予約権の内容及び条件については、強制行使条件につき、一般的な新株予約権の条件とはやや異なる点もあるものの、新型コロナウイルス感染症が今後当事業へ悪影響を及ぼすリスクや、当社の株価変動性が一般的な水準と比較して相対的に高い水準にあることを鑑みた場合には十分な合理性が認められます。さらに、本新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、本新株予約権の公正価値を算出した上で割当を行います。なお、利害関係のある代表取締役本田幸大は、本新株予約権に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、①本新株予約権は、当社取締役及び当社従業員の意欲及び士気を向上させること、これまで当社株式を保有していなかった当社従業員につき株価下落時に一定の責任を負わせることで株主の皆様と株価変動リスクを共有すること、既に当社株式を保有している当社取締役につき、本新株予約権の行使条件として当社時価総額の下限要件（上記Ⅱ、4（6）①ご参照）を設けることで、改めて当社株価上昇へのインセンティブを付与すること等を企図として発行されるものであり、その目的が適切なものであること、②本新株予約権発行の内容及び条件について、当社取締役会において利害関係のない社外取締役兼独立役員及び社外監査役も交え、その妥当性につき十分な審議がなされた上で決議されていること、③本新株予約権の発行価額につき、第三者評価機関が、評価に影響を及ぼす可能性のある前提条件を基礎としたうえで、一般的な算定手法を用いて算定していることを理由として、当社の社外取締役兼独立役員 高垣勲及び社外監査役兼独立役員 工藤竜之進、社外監査役 軒澤篤より、本新株予約権発行の決定は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を2022年1月14日付けで得ています。

以 上